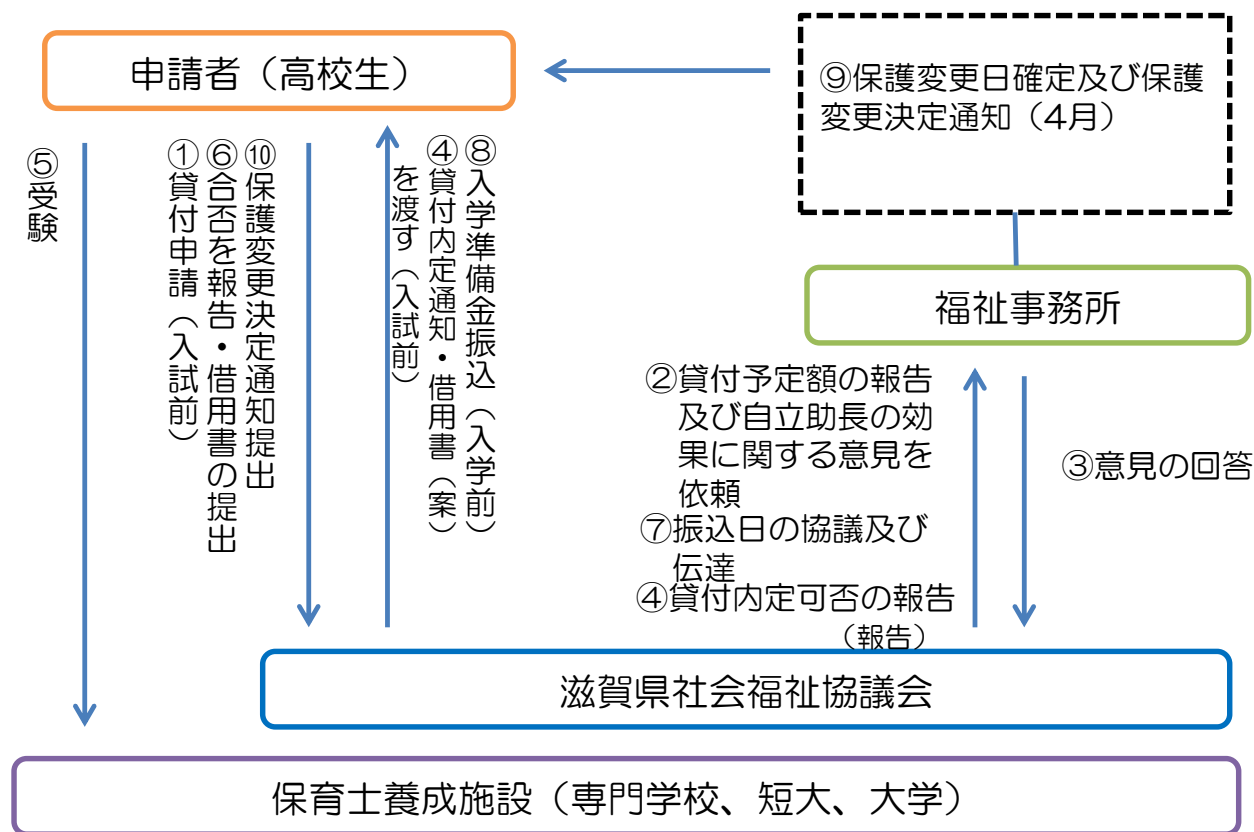


保育士養成施設入学前の保育士修学資金の申込・貸付の流れ (生活保護受給世帯の高校生等が対象)



<生活保護受給世帯の方>

⑩貸付申請を希望する方（申請者）は、福祉事務所のケースワーカーと相談してください。

①申請者は、養成施設の入学試験前に次の書類を滋賀県社会福祉協議会に提出してください。

- ・申請書
- ・在籍する高校の学校長の推薦書
- ・成績を証明する調査書または内申書
- ・生活保護受給証明書の写し
- ・世帯全員の住民票

②滋賀県社会福祉協議会は、福祉事務所長に対して貸付けに関する意見を依頼します。

③滋賀県社会福祉協議会は、福祉事務所長から意見の回答を受けます。

④福祉事務所の意見を受けた後、貸付審査を行い貸付の内定の可否を決定し、入学試験前に申請者と福祉事務所長に対して通知します。同時に、借用書（案）をお渡しします。

- ⑤申請者は、入学試験を受験します。
- ⑥申請者は入学試験に合格し、入学の意思がある場合、合格通知書の写しと共に、借用書を滋賀県社会福祉協議会に提出します。
- ⑦滋賀県社会福祉協議会は、合格通知書の写しにより合格を確認し、借用書および提出書類を確認のうえ、福祉事務所長と協議を行い、入学準備金、初回の貸付金の振込日を決定します。
- ⑧滋賀県社会福祉協議会は、入学準備金（20万円）を振り込みます。
※修学資金は4月に振込みます。（生活費加算の希望がある場合、修学資金に上乗せして振り込みます。）
- ⑨福祉事務所長は生活保護の変更日を確定し、保護変更（世帯分離）の決定を行います。
- ⑩申請者は、保護変更決定通知書の写しを滋賀県社会福祉協議会に提出します。

<本制度に関するお問い合わせ>

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
経営部門 保育士修学資金グループ

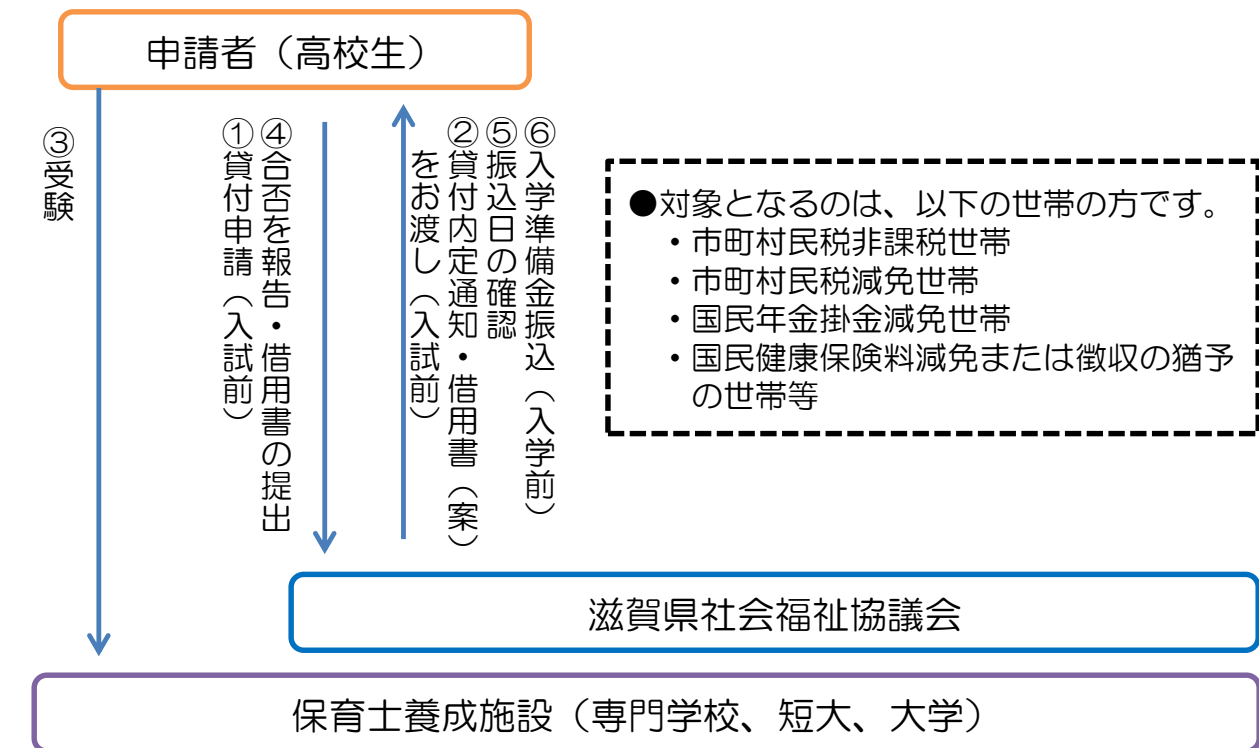
〒525-0072

滋賀県草津市笠山7-8-138

TEL 077-567-3925 FAX 077-566-3611

<http://www.shigashakyo.jp/>

保育士養成施設入学前の保育士修学資金の申込・貸付の流れ (市町村民税非課税世帯等の高校生等が対象)



- ①申請者は、養成施設の**入学試験前**に次の書類を滋賀県社会福祉協議会に提出してください。
 - ・申請書
 - ・在籍する高校の学校長の推薦書
 - ・成績を証明する調査書または内申書
 - ・非課税証明書や国保等減免証明書等世帯の所得の状況が証明できる書類
 - ・世帯全員の住民票
- ②滋賀県社会福祉協議会は、貸付審査会を開催して貸付の内定の可否を決定し、入学試験前に申請者に通知します。同時に借用書（案）をお渡しします。
- ③申請者は、入学試験を受験します。
- ④申請者は入学試験に合格し、入学の意思がある場合、合格通知書の写しと共に、借用書を滋賀県社会福祉協議会に提出します。
- ⑤滋賀県社会福祉協議会は、合格通知書の写しにより合格を確認し、借用書および提出書類を確認のうえ、入学準備金、初回の貸付金の振込日を決定します。
- ⑥滋賀県社会福祉協議会は、入学前に入学準備金（20万円）を振込みます。
※修学資金は4月に振込みます。（生活費加算の希望がある場合、修学資金に上乗せして振り込みます。）

<本制度に関するお問い合わせ>

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

経営部門 保育士修学資金グループ

〒525-0072

滋賀県草津市笠山7-8-138

TEL 077-567-3925 FAX 077-566-3611

<http://www.shigashakyo.jp/>